

横須賀市中小企業制度融資要綱

(総則)

第1条 中小企業者の横須賀市内での事業活動に必要な資金の融資については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額若しくは出資金総額が3億円以下の会社（卸売業にあっては1億円以下、小売業又はサービス業にあっては5,000万円以下の会社）
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人（卸売業にあっては100人以下、小売業にあっては50人以下、サービス業にあっては100人以下の会社又は個人）
- (3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人

2 この要綱において「協同組合等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する団体
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定による商店街振興組合

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する者をいう。

4 この要綱において「商店街等」とは、商店街振興組合、商店街協同組合その他任意の商店街をいう。

5 この要綱において「久里浜工業団地」とは、森崎1丁目、池田町4丁目・5丁目、舟倉、内川1丁目・2丁目、佐原2丁目及び久里浜1丁目地内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた地域をいう。

6 この要綱において「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける場合に、信用保証協会が信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき行う当該融資に係る債務の保証をいう。

(制度対象者)

第3条 制度を利用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 原則として、市内において1年以上同一事業を営んでいるもの。ただ

し、同一事業を営む期間が1年未満のものであっても新分野事業振興特別資金（次に掲げるもののうち、市長が融資の必要があると認めるものに限る。）の融資については、利用することができる。

ア 融資対象者が特許権、実用新案権等を有し、又は今まで行ってきた事業の経験を生かして新たな分野へ進出しようとする中小企業者及び協同組合等で、公益財団法人横須賀市産業振興財団の相談員の診断を受けたもの

イ 公益財団法人横須賀市産業振興財団からスタートアップオーディション奨励金の交付の対象に選定されたもの

（2）納期の到来している市税を完納しているもの

（3）返済能力のあるもの

（融資の内容）

第4条 融資は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより行う。

（1）事業資金	別表第1
（2）経営支援資金	別表第2
（3）小規模企業特別小口資金	別表第3
（4）連鎖倒産防止資金	別表第4
（5）経済変動対策資金	別表第5
（6）商工業施設整備促進資金	別表第6
（7）新分野事業振興特別資金	別表第7
（8）太陽光発電設備等設置資金	別表第8

（融資の方法）

第5条 融資は、市が金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に資金を預託して行うものとする。

（取扱金融機関）

第6条 取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- （1）株式会社横浜銀行
- （2）スルガ銀行株式会社
- （3）株式会社りそな銀行
- （4）湘南信用金庫
- （5）かながわ信用金庫
- （6）株式会社みずほ銀行
- （7）株式会社神奈川銀行

(8) 商工組合中央金庫

(9) 株式会社三菱UFJ銀行

(取扱金融機関の義務)

第7条 取扱金融機関は、この融資に対しその責任を負うものとする。

(利用申込み)

第8条 融資を受けようとする者は、横須賀市中小企業制度融資申込書（第1号様式）を市長又は取扱金融機関に提出しなければならない。この場合において、融資を受けようとする者が公益財団法人横須賀市産業振興財団からスタートアップオーディション奨励金の交付の対象に選定されているときは、その事実を証する書類の写しを添付するものとする。また、融資を受けようとする者が太陽光パネル若しくはそれと同時にLED照明を設置しようとするときは、見積書等を添付するものとする。

第9条 市長は、前条の規定により、資金の申込を受理したときは、その内容を審査し、融資対象資格について適正と認めたものを認定し、取扱金融機関に送付するものとする。

(報告書の提出)

第10条 取扱金融機関は、毎月分の融資実績をまとめ、横須賀市中小企業制度融資月例報告書（第2号様式）に申込書を添付して、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、第4条に規定する資金の申込みを受け、融資の保留したときは、速やかに横須賀市中小企業制度融資保留報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(業況報告書の提出)

第11条 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者のうち同項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）、第5号及び第2条第6項に該当するものが信用保証協会から保証承諾を受け、取扱金融機関から融資を受ける場合は、当該取扱金融機関は半期に一度、信用保証協会に対し、次の各号により、当該融資に係る特定中小企業者の業況報告書を提出するものとする。

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

ア 貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

イ モニタリング内容は電子媒体で報告するものとする。

ウ 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく場合にあっては、信用保証の額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付されたものはこの限りでない。

(3) 中小企業信用保険法第2条第6項に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

ア 貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

イ モニタリング内容は電子媒体で報告するものとする。

ウ 報告期間が中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

2 取扱金融機関が前項の業況報告書を信用保証協会に提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業振興資金融資要綱（昭和45年4月1日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業振興資金融資要綱に基づき既に融資が行われたものの利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 改正前の横須賀市中小企業振興資金融資要綱の規定に基づいて昭和62年3月31日までに融資を受けたものについては、改正後の横須賀市中小企業振興資金融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 横須賀市中小企業振興特別貸付資金融資要綱（平成 6 年 4 月 1 日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成 9 年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成20年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成22年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成23年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月23日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1の規定は、平成23年6月1日以降に信用保証協会が信用保証の申込みを受け付けた案件について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成24年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成25年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成27年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成28年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成29年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成30年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて平成31年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和 2 年 3 月 31 日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和4年9月30日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

ただし、第11条第1項第3号の規定は、既利用分も含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和5年2月28日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和5年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和6年3月31日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

- 2 改正前の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定に基づいて令和6年7月29日までに融資を受けた者については、改正後の横須賀市中小企業制度融資要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条第 1 号関係）

事 業 資 金

融資対象者	中小企業者又は協同組合等		
資金の用途	事業の運転又は設備のための資金		
融 資 限 度	長期資金融資	短期資金融資	売掛債権担保融資（個別保証に限る。）
	8,000万円。ただし、既に事業資金の融資を受けている場合は、8,000万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。		1 億 1,000万円
融 資 利 率	年 2.6パーセント以内	年 1.7パーセント以内	
融 資 期 間	事業の運転のための資金については7年以内、設備のための資金については10年以内	1 年以内	
返 済 方 法	（1）融資期間が1年よりも長期の場合 毎月割賦返済とする。ただし、1年以内の据置期間を認めることができる。 （2）融資期間が1年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。		一括返済
保 証 人	連帯保証人 1人以上（ただし、金融機関が認めた場合は不要とし、信用保証を付す場合は、個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。）		個人については不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は不要とする。
担 保	必要に応じて取扱金融機関が定める。		売掛債権
信 用 保 証			必要

別表第 2（第 4 条第 2 号関係）

経営支援資金

資 金 名	経営支援資金
融 資 対 象 者	中小企業者又は協同組合等
資 金 の 使 途	事業の運転又は設備のための資金
融 資 限 度	2,000万円。ただし、既に経営支援資金の融資を受けている場合は、2,000万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。
融 資 利 率	年 2.2パーセント以内
融 資 期 間	7 年以内
返 済 方 法	（１）融資期間が 1 年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、6 月以内の据置期間を認めることができる。 （２）融資期間が 1 年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。
担 保	不要とする。
信 用 保 証	必要とする。

別表第 3（第 4 条第 3 号関係）

小規模企業特別小口資金

資 金 名	小規模企業特別小口資金
融 資 対 象 者	小規模企業者
資 金 の 使 途	事業の運転又は設備のための資金
融 資 限 度	2,000万円。ただし、既に小規模企業特別小口資金の融資を受けている場合は、2,000万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。
融 資 利 率	年1.95パーセント以内
融 資 期 間	10年以内
返 済 方 法	（１）融資期間が１年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、６月以内の据置期間を認めることができる。 （２）融資期間が１年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。
担 保	不要とする。
信 用 保 証	必要とする。

別表第4（第4条第4号関係）

連鎖倒産防止資金

融資対象者	次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった企業（以下この表において「倒産等企業」という。）に対し回収困難となっている売掛金債権又は前渡金返還請求権（以下この表において「売掛金債権等」という。）を有している中小企業者 ①手形、小切手等の不渡り事故を6月以内に2回繰り返し、手形交換所の取引停止処分を受けたこと。 ②会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされたこと。 ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたこと。 ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたこと。 ⑤破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされたこと。 ただし、②、③、④及び⑤については、裁判所への申立てを前提に債務整理を委任された弁護士の受任通知によっても申立てがなされたものとみなす。
資金の使途	事業の運転のための資金
融資限度	倒産等企業に対し回収困難となっている売掛金債権等の額又は1,000万円のいずれか低い額。ただし、既に連鎖倒産防止資金の融資を受けている場合は、倒産等企業に対し回収困難となっている新規の売掛金債権等の額又は1,000万円から当該融資の未返済額を控除した額のいずれか低い額を限度とする。
融資利率	年1.6パーセント以内

融 資 期 間	7 年以内
返 済 方 法	(1) 融資期間が1年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、1年以内の据置期間を認めることができる。 (2) 融資期間が1年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。
担 保	必要に応じて取扱金融機関が定める。
信 用 保 証	必要とする。

別表第 5（第 4 条第 5 号関係）

経済変動対策資金

融 資 対 象 者	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項に規定する特定中小企業者及び同条第 6 項に規定する特例中小企業者
資 金 の 使 途	事業の運転又は設備のための資金
融 資 限 度	8,000 万円。ただし、既に経済変動対策資金の融資を受けている場合は、8,000 万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。
融 資 利 率	年 1.8 パーセント以内
融 資 期 間	10 年以内
返 済 方 法	（１）融資期間が 1 年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、1 年以内の据置期間を認めることができる。 （２）融資期間が 1 年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。
担 保	必要に応じて取扱金融機関が定める。
信 用 保 証	必要とする。

別表第 6（第 4 条第 6 号関係）

商工業施設整備促進資金

融 資 対 象 者	①事業所改装・設備近代化資金 中小企業者又は協同組合等で、体質強化を図るために、商工業施設を近代化するため、又は協同組合等及び商店街等で共同施設を近代化するため、公益財団法人横須賀市産業振興財団の相談員の診断の結果、市長が融資の必要があると認めるもの ②環境整備支援資金 次のいずれかに該当する者 ア 中小企業者又は協同組合等で、高齢者、身障者のための施設整備又はすでに市内で工場を操業し、緑化増進、景観改善等で工場環境の整備を図るもの イ 中小企業者又は協同組合等で、公害防止に関し、改善の指導勧告を受けたもの及び公害を防止すること（移転を含む。）を必要と市長が認めたもの ③地盤沈下対策資金 久里浜工業団地に事務所を有する中小企業者及び中小企業団地で地盤沈下により被害を受けた設備等（土地を含む。）を修復するために、市長が融資の必要があると認めるもの ④産業廃棄物処理施設設置資金 中小企業者又は協同組合等で、産業公害防止施設や産業廃棄物処理施設を設置するため、神奈川県中小企業制度融資の脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資の貸付けを受けたもの
資 金 の 使 途	事業の設備のための資金
融 資 限 度	1 億円。ただし、既に商工業施設整備促進資金の融資を受けている場合は、1 億円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。
融 資 利 率	①③④については、年 2.1パーセント以内 ②については、年 2.0パーセント以内
融 資 期 間	10 年以内
返 済 方 法	（１）融資期間が 1 年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、1 年以内の据置期間を認めることができる。 （２）融資期間が 1 年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	連帯保証人 1 人以上（ただし、金融機関が認めた場合は不要とし、信用保証を付す場合は、個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。）
担 保	必要に応じて取扱金融機関が定める。
信 用 保 証	必要に応じて取扱金融機関が定める。

別表第 7（第 4 条第 7 号関係）

新分野事業振興特別資金

融 資 対 象 者	① スタートアップ資金 次のいずれかに該当する者 ア 産業構造等の変化に対応して、研究開発事業の実施又は事業活動の転換若しくは改善を行おうとする中小企業者及び協同組合等で、市長が融資の必要があると認めるもの イ 特許法（昭和34年法律第 121号）、実用新案法（昭和34年法律第 123号）等に係る技術の事業化を図ろうとするもので、市長が融資の必要があると認めるもの ウ 今まで行ってきた事業の経験を生かして新たな分野へ進出しようとする中小企業者及び協同組合で、市長が融資の必要があると認めるもの エ 公益財団法人横須賀市産業振興財団からスタートアップオーディション奨励金の交付の対象に選定された者のうち、市長が融資の必要があると認めるもの。ただし、当該選定の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日までに融資の申込みをした者に限る。 ② 経営革新資金 次のいずれかに該当する者 ア I S O（国際標準化機構）の認証を得ようとする中小企業者及び協同組合等で市長が融資の必要があると認めるもの イ 情報化のためのシステム構築（コンサルタントの利用、機器の導入等を含む。）を行おうとする中小企業者及び協同組合等で、市長が融資の必要があると認めるもの。 ウ 空き事業所に進出する中小企業者（市外の中小企業者を含む。）で、市長が融資の必要があると認めるもの。
資 金 の 使 途	事業の運転又は設備のための資金
融 資 限 度	5,000万円。ただし、既に新分野事業振興特別資金の融資を受けている場合は、5,000万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。
融 資 利 率	年 2.1パーセント以内
融 資 期 間	事業の運転のための資金 7 年以内、事業の設備のための資金 8 年以内
返 済 方 法	（1）融資期間が 1 年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、6 月以内の据置期間を認めることができる。 （2）融資期間が 1 年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	連帯保証人 1 人以上（ただし、金融機関が認めた場合は不要とし、信用保証を付す場合は、個人については原則不要とし、法人については必要な場合がある。ただし、法人代表者以外の者は原則不要とする。）

担保	必要に応じて取扱金融機関が定める。
信用保証	①については、必要。②については、必要に応じて取扱金融機関が定める。

別表第 8（第 4 条第 8 号関係）

太陽光発電設備等設置資金

融 資 対 象 者	太陽光パネル（蓄電池等不随する設備含む）若しくはそれと同時に L E D 照明を設置しようとする中小企業者及び協同組合等で市長が融資の必要があると認めるもの
資 金 の 使 途	事業の設備又は運転のための資金 （運転資金は、設備の設置に係る経費に限る）
融 資 限 度	3,000万円。ただし、既に太陽光発電設備等設置資金の融資を受けている場合は、3,000万円から当該融資の未返済額を控除した額を限度とする。 また、運転資金は設備資金の額までを上限とする。
融 資 利 率	年 2.4パーセント以内
融 資 期 間	設備のための資金については10年以内、運転のための資金については7年以内
返 済 方 法	（１）融資期間が1年よりも長期の場合 毎月の割賦返済とする。ただし、1年以内の据置期間を認めることができる。 （２）融資期間が1年以内の場合 一括返済又は割賦返済を選択できるものとする。
保 証 人	個人については原則不要とし、法人については原則法人代表者とし、法人代表者以外の者は原則不要とする。
担 保	必要に応じて取扱金融機関が定める。
信 用 保 証	

第 1 号様式（第 8 条関係）

横須賀市中小企業制度融資申込書

- ☐ 事業資金（
☐ 経営支援資金
☐ 経済変動対策資金
☐ 商工業施設整備促進資金（
☐ 新分野事業振興特別資金（
☐ その他（
- ☐ 小規模企業特別小口資金
☐ 連鎖倒産防止資金

(あて先) 横須賀市長										年 月 日	
所在地 名称 電話 () 代表者名										印	
借入申込金額						返済期間					
借入金の使途			☐ 運転資金 ☐ 設備資金								
業 種						資本金					
営 業 年 数						従業員数					
連 帯 保 証 人	住 所						職 業				
	氏 名		歳								
	住 所						職 業				
	氏 名		歳								
金 融 機 関 記 入 欄	保証協会の保証付の有無		有 無				貸 付 率		%		
	融 資 決 定 額		円 (うち借換分 円) 融資額に借換えを含む場合のみ記入								
	融 資 実 行 (予 定) 日		年 月 日								
	金融機関名 本支店名						融 資 担 当 者 印				
市記入欄		市税完納確認		年 月 日				確認印			

「市税納税証明書」（法人→法人市民税 個人→市民税・県民税）または「市税に未納のないことの証明書」を添付してください。（写しでも可）ただし、融資（予定）実行日から3箇月以内に発行されたものに限りま

第2号様式（第10条第1項関係）

横須賀市中小企業制度融資月例報告書（ 月分）

（あて先）横須賀市長

取扱金融機関の名称

印

		前月末貸出累計		今月中貸出高		今月末貸出累計	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
		(内 保証付)		(内 保証付)		(内 保証付)	
事業資金		()	()	()	()	()	()
	売掛債権担保	()	()	()	()	()	()
経営支援資金		()	()	()	()	()	()
小規模企業 特別小口資金		()	()	()	()	()	()
連鎖倒産 防止資金		()	()	()	()	()	()
経済変動 対策資金		()	()	()	()	()	()
促進 商工業 施設整備 資金	事業所改 装・設備 近代化資金	()	()	()	()	()	()
	環境整備 支援資金	()	()	()	()	()	()
	地盤沈下 対策資金	()	()	()	()	()	()
	産業廃棄物 処理施設 整備資金	()	()	()	()	()	()
振興 分野 特別 事業 資金	スタート アップ資金	()	()	()	()	()	()
	経営革新 資金	()	()	()	()	()	()
太陽光発電設備等 設置資金		()	()	()	()	()	()
合 計		()	()	()	()	()	()

貸付残高	件数		金額	千円
------	----	--	----	----

第 3 号様式（第10条第 2 項関係）

横須賀市中小企業制度融資保留報告書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 取扱金融機関の名称	
融資保留理由	1 申込者取引停止中 2 担保又は保証人が不適格のため 3 償還金延滞中 4 申込者の返済能力不足のため 5 他資金利用のため 6 その他（具体的に）